

年 月 日

厚生労働大臣 殿

郵便番号 ー
住 所
電話番号 () ー
団体の名称
代表者の氏名

指定申請書記載事項変更等届出書

下記の事項について変更がありましたので、社会保険労務士法施行規則第1条の5の規定により、届け出ます。

記

変更年月日	変更前	変更後

- 注1 指定に係る認証紛争解決手続(裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第2条第3号に規定する認証紛争解決手続をいう。)の業務について社会保険労務士法施行規則第1条の8各号のいずれかに該当するに至ったときは、「変更後」欄に同条各号に掲げるときのいずれに該当したかを記載すること。
- 2 社会保険労務士法施行規則第1条の2の申請書の記載事項の変更に係る届出を行うときは、当該変更の内容を明らかにする書類を添付すること。
- 3 指定に係る認証紛争解決手続の業務の内容及びその実施方法を変更する場合には、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第12条第1項の規定による法務大臣の変更の認証を受けたことを証する書類を添付すること。